

自転車を利用される皆さんへ

対象

16歳以上

※運転免許の有無は関係なし

2026年4月1日から

自転車の「青切符」が導入!

青切符(交通反則通告制度)とは、一定の交通違反をした場合、反則金を納めれば刑事手続きに移行せず、事件が終結される(いわゆる「前科」もつかない)という制度です。一方、飲酒運転や妨害運転等はこれまでと同様に赤切符が適用(刑事手続きに移行)されます。

悪質・危険な違反が青切符の対象です!(一例)

携帯電話使用等(保持)



12,000円

遮断踏切立入り



7,000円

自転車制動装置不良



5,000円

信号無視(赤色等)



6,000円

指定場所一時不停止等



5,000円

横断歩行者等妨害等



6,000円

埼玉県警察
公式ホームページ

詳しくはこちら!

青切符の
導入について



しっかり学ぼう!

交通安全
eラーニング



通行区分違反(右側通行等)



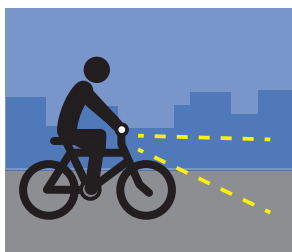
※1 自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときは「普通自転車」は歩道を通行することができます。

- 道路標識や道路標示で歩道を通行することができるとき
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者又は一定の身体障害を有する方が運転するとき
- 車道又は交通の状況に照らして通行の安全を確保するために歩道通行がやむを得ないと認められるとき

ただし、歩道は歩行者が優先です!



無灯火



5,000円

軽車両乗車積載制限違反(二人乗り等)



3,000円

並進禁止違反



3,000円

公安委員会遵守事項違反



傘差し運転

5,000円



イヤホン等の使用運転※2

5,000円

安全運転義務違反



手を放した運転等※3

6,000円

※2 安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえる場合を除きます。

※3 自転車を運転するときは、自転車のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければなりません。



埼玉県警察マスコット「ポッポくん」

青切符の導入により、検挙後の手続きは大きく変わります。しかし、自転車の基本的な交通ルールや交通違反の指導取締りについての考え方は変わりません。

命を守るため“ヘルメット”を着用し自転車を安全に利用しましょう。

自転車運転者講習の 受講案内が来た・・・



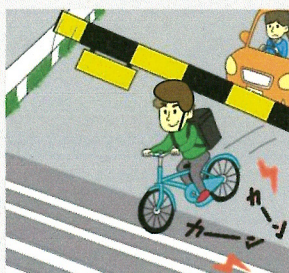
自転車運転者講習制度とは(平成 27 年6月1日施行)

自転車乗用中に、信号無視等の危険行為(16 の危険行為)を行い交通違反による取締り又は交通事故を3年以内に2回以上繰り返すと講習を受ける対象となり、公安委員会の受講命令が出されます。 ※刑事罰の対象となる満 14 歳以上 ※県内・県外を問わない

公安委員会の受講命令に従わないと → 5万円以下の罰金

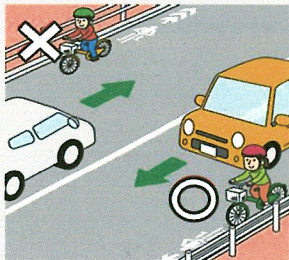
自転車運転者講習 → 警察本部等で3時間の講習(受講手数料 6,150 円)

信号無視

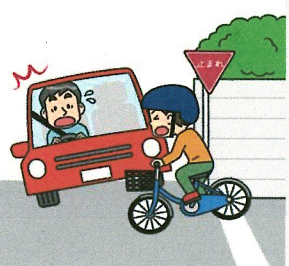


※警報中の立入りも違反です

遮断踏切 立入り



通行区分違反 右側通行



指定場所 一時不停止

危険行為 16 項目

- 1 信号無視
- 2 通行禁止違反
- 3 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 4 通行区分違反(右側通行、歩道通行等)
- 5 路側帯における通行方法違反
- 6 遮断踏切立入り
- 7 交差点安全進行義務違反
- 8 交差点優先車妨害
- 9 環状交差点安全進行義務違反等
- 10 指定場所一時不停止等
- 11 歩道通行時の通行方法違反
- 12 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- 13 酒気帯び運転等 **追加**
- 14 安全運転義務違反
- 15 携帯電話使用等 **追加**
- 16 妨害運転

埼玉県警察本部